

平成27年度世田谷区公契約適正化委員会
労働報酬専門部会（第1回） 会議録

1. 会議名称 平成27年度世田谷区公契約適正化委員会 労働報酬専門部会（第1回）
2. 担当課名 財務部経理課
3. 開催日時 平成27年7月21日（火）午前10時～午前11時40分
4. 開催場所 世田谷区役所第2庁舎5階第4委員会室
5. 出席者
委員
永山部会長、小部副部会長、五十嵐委員、児玉委員、田村委員、豊田委員
事務局
本橋財務部長、梅田経理課長、田村契約係長、高橋、村上、林田、小野塚
6. 会議の公開の可否 非公開
7. 会議を非公開とする理由
会議の性質上、契約・入札制度や予定価格等、区等の財産上の利益又は当事者としての地位を害するおそれのある内容に議事が及ぶ可能性があるため。
（世田谷区情報公開条例第7条第6号ロ）
8. 会議次第
 1. 開会
 2. 部会員委嘱
 3. 議題
 - （1）部会長及び副部会長の選任
 - （2）部会の運営について
 - （3）平成27年度労働報酬下限額の諮問について
 - （4）その他
 4. 閉会

平成 27 年 7 月 21 日(火)

世田谷区公契約適正化委員会
労働報酬専門部会（第 1 回）

事務局 おはようございます。定刻より若干早いんですが、委員の皆様おそろいですので、ただいまから世田谷区公契約適正化委員会の労働報酬専門部会を開催させていただきたいと思います。

本日は第1回目ということでございまして、まだ部会の部会長が選任されておりませんので、その間、私のほうで進行を務めてまいりたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

それでは、着席させていただきます。

お手元に本日の資料を配付しております。まず、資料の確認をさせていただければと存じますが、お手元の資料、次第のほかに、部会員の名簿が資料1です。資料2が世田谷区の入札・契約制度の概要。資料3が世田谷区における入札制度改革のこれまでの取り組み。資料4が労働報酬下限額対象案件、これは世田谷区の例でございますが、資料4が工事のほうで、資料5が委託のほうです。資料6が東京都における公共工事設計労務単価でございます。資料7が平成27年2月から適用する公共工事設計労務単価ということでございます。これは各都道府県の状況をお示ししているものでございます。資料8が、これはホームページからとった最低賃金のプレスリリースのものでございます。資料9が、世田谷区の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程ほか関連するもの、これは私どもの要綱なり要領ということでオープンになっているものでございます。資料10が他の自治体の現状ということで、あと、前回、5月25日の適正化委員会の議事概要、そして、机上配付が公契約条例の広報等の状況ということで、これは、これまで広報してまいったものの関連資料をおつけしてございます。

それから、委員の委嘱ということでございまして、委員の皆様方に委嘱状を席上配付させていただいております。以上でございますが、何か私どもの資料の不都合はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは早速ですが、お手元の労働報酬専門部会の次第に沿いましてということで、1番、2番と終わりました。3番の議題に入りたいと思います。(1)の部会長及び副部会長の選任ということです。ちょっとそれに先立ちまして、今、(委員名)から関連資料が配られましたので、これは(4)その他の扱いのところよろしいですか。先駆けてということではないということよろしいですね。

委員 (3)ないし(4)その他のところでお話ししますので。

事務局 では、そういう順番でいければと思います。

それでは、(1)部会長及び副部会長の選任ということで、いかがでございましょうか。御推薦あるいは互選ということになるんですけども。

委員 今回、事業者の代表の方、労働者の代表の方も参加していますが、学識経験者がお2人参加をされていますので、その中で決めていただければと思

いますが、特に永山委員は、あり方検討委員会のときからやられているということもありますので、僕は永山委員がもしよろしければと思いますが。

事務局 今、（委員名）から部会長に永山委員はいかがでしょうかというお話がございましたが、そうしますと、副部会長もございますので、今の御意見ですと、部会長に永山委員、副部会長は小部委員、そのような御趣旨でよろしいでしょうか。

委員 はい。

委員 異議はございません。

事務局 よろしゅうございますか。それでは御異議なしということでございますので、労働報酬専門部会の部会長に永山部会長、副部会長には小部副部会長ということで選任が決定いたしました。

それでは、部会長、ここからの議事進行をよろしくお願いいたします。

部会長 それでは、初めての経験でもありますし、またふなれでもございますので、委員の先生方、あるいは皆さん及び特に事務局の皆さんの御協力、御支援をいただいて、当初の課題に沿ってこの労働報酬専門部会を円滑かつ有効な委員会の運営に努めたいと思いますので、御協力を心よりお願い申し上げる次第です。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、小部委員に副部会長を改めてお願いしたいと思います。これはよろしゅうございましょうか。

（「はい」の声あり）

部会長 ありがとうございます。特に今後の部会の運営の方針を、十分見ておりません。けれども、（委員名）からの上申書もございますので、運営のあり方については、必要に応じてまた御意見をいただきたいと思いますけれども、あらかじめ御希望、あるいは御要望がございましたら、部会の運営に関する御意見をいただければ幸いです。いかがでございましょうか。

事務局のほうは特に何かございますか。

事務局 1点だけよろしいですか。きょう第1回目ということで部会長、副部会長が決定しておりますので、適正化委員会するときにもちょっと議題になりましたけれども、この労働報酬専門部会を公開にするか非公開にするか、その辺をちょっと先に御議論いただいて、決定していただければと思います。事務局からは以上です。

部会長 大変重要な課題でもありますし、この公契約適正化委員会にも関連することですけれども、特にこの労働報酬専門部会の部会運営に関します公開、非公開について御意見がございましたらぜひいただきたいと思います。特に（委員名）、（委員名）、（委員名）、（委員名）、御意見ございますか。

委員 今後、来年とか再来年はどうするかはあるとは思いますが、初年度については、多分僕たち労働者側の立場であっても事業者の立場でもいろいろ率直な意見交換をするという意味で言うと、一定期間、例えば今年度については非公開という形でやった上で、報酬下限額であり、もう少しほかの議題であり、話が一定ラインができていくようであれば公開にしてもいいんですけども、それまでは何となく非公開のほうが率直な意見交換ができるような気はいたしますが、どうでしょうか。

委員 資料10を見たんですけども、幾つか非公開のところがあるんですけども、公開のところも、この趣旨は多分、ホームページにて議事概要を公表で公開とされているということのようですので、私もとりあえず1年目はいろんな本音で議論をして、決め方のルールも決めなきゃいけないと思うんです。そういう意味では、当面非公開にさせていただいたほうがスムーズに行くのではないかなということ、ぜひ本音の議論をするためにもと思いますので、無理して公開しなくてもいいんじゃないかなと思っています。

部会長 ありがとうございます。ほかに、やはりオープンがいいんじゃないかという……。

委員 私も同じ思いです。

部会長 それでは、それぞれ委員の多くの方々が当面非公開で進めたいということのようですので、非公開で当面進めて、ある程度お互いにその内容を深めてオープンにできる時期が参りましたら、そのような論議をまた改めてした上で公開なり非公開なりで進め、運営の仕方は、当面非公開でよろしゅうございましょうか。

事務局 ちょっと1点確認ですが、議事概要は公開ということによろしいでしょうか。

部会長 これはどうでしょうか。

委員 構いません。

事務局 この会議体は非公開で、議事概要は公開させていただくみたいな。

委員 結構です。

事務局 当然、議事概要は、皆さん、委員さんに確認はとりますけれども、ではそういう形で、会議自体は非公開で、議事概要は公開という形でやらせていただきます。よろしくをお願いします。

部会長 ありがとうございます。ほかにこの件について特に。議事概要は公開し、会議の内容についての概略を公開します。議事の進め方は、公開、非公開の議論のほかに何か特にございますでしょうか。なければ、またお気づきの点がございましたら、部会の運営に関することはいつでも御提起いただきたいと思っております。

それでは、本来の議題であります27年度の労働報酬下限額についての議論をさせていただきたいと思えます。本日は第1回目でもございますし、私がこういう議題を持っているというわけでもございません。本日は少し実情について、私どもも十分わかっていない部分があると思えます。できましたら、これまでの公契約条例にかかわる事業の内容につき、自由な意見交換をさせていただきたいと思えます。

私がそういうことを申しますのは、幾つか公契約条例に関連します産業の状況、さらには国の政策等の変更、それに伴う現実のこの条例制定に至りました過程で問題になりました事業者間の厳しい競争やその競争の結果起きるダンピング、また、その競争の激しさからもたらされる下請関係の中での労働者の報酬の低下現象がずっと続いてまいりました。東日本大震災の発災をきっかけといたしまして、日本の建設産業あるいは公共サービスの内容を実現していくための条件が大きく変わりました。これまでいわゆるデフレスパイラルのような現象が起きてきていたわけですけれども、これに一定の変化が生まれ、今日に至っています。

それから、アベノミクス等の影響もございまして、いわゆる経済活動がデフレ基調を脱して、ある程度資材や労賃の引き上げ現象も生まれてきております。それが現状の中でお互いに事業運営や労働者の生活にうまくかみ合った変化になっているかどうかという、このあたりが1つ問題かと思えます。

それで、私がかいま見ているデータでいいますと、例えば土木の型枠に关します業界を組織しております日本型枠工事業協会の調査「15年度土木型枠に関するアンケート調査」は2014年度比でございましてけれども、2015年4月の受注単価が上昇したのが40%、下降したのも5%ということで、国土交通省等が設計労務単価の引き上げをした後の影響ということを加味しますと、なかなか賃金の上昇にうまく回っているというところも、半分ぐらいはあると考えられます。そのほかのところはまだ十分に行き渡らないというようなものがございまして。この辺につきまして、それぞれ事業者あるいは労働組合から現状を踏まえて少し御検討いただきたいということ。

それから2番目の課題としまして、この間、労賃の引き上げを積算の前提にしてきたということのほかに、さまざまな資材の値上げ等の影響もございまして。石油等につきましては、原油価格の下落もございまして、円高基調が変わって円安基調もあって、資材価格に物によってはかなり値上がりもございまして。したがって、建設資材あるいはその他委託に関するサービス事業の中でも、デフレ基調からの脱却とともに、原材料や必要な資材の価格が上がりました。今後の労働報酬専門部会で議論する際の、特に労働報酬下限額の設定にはある程度の影響を考える部分があるかと思えます。その点で、少し経営なり労働者

の生活の観点から見てどんな状況になっているのか、ちょっとかいつまんでお話しただきたいと思います。その後、改善の方向をどう見出していくかを論議にさせていただきたいと思います。けれども、まず、それでは（委員名）から最近の業界の状況というのをお話しただけですしょうか。

委員 大きな流れがあるわけですが、先生から話がありましたように、リーマンショック以降、非常に仕事が減ってまいりまして、かなり競争が激しくなり、ダンピングが激しくなり、惨たんたる状況にありました。とにかく民間工事がもうほとんど停滞してしまうような状況で、あるのは官庁工事だけ。そうしますと、官庁工事のほうに業者がどっと流れ込んで、やりたいやりたいという形でどんどん事前公表の単価が下がって行ってしまったと。その中で失格者も出ながら何とか業界が流れてきたんだと思うんですが、東日本大震災、2011年を境に国のほうもいろいろ力を入れて、これではもう建設業が成り立たなくなってしまおうという危機感もありまして、いろんな施策を打ってまいりました。

1つは、その公共工事設計労務単価を上げていかないと、これからの人材確保、特に技能労働者の確保ができないという危機感が非常に顕著になってまいりまして、その方向にいろんな施策が打ち出されてまいりまして、その1つが今の公共工事設計労務単価がここ3年ばかりで約28%上がったという状況があるかと思っています。また、改正品確法においても、ただゼネコンに対して安くやらせるのではなくて、会社も利益を得て、そしてそこに働いている人たち、あるいは専門工事業者のいわゆる下請の方たちも利益を確保して、そこに実際に働いている労働者の単価も改善していこうという流れに来ているのが今現状じゃないかというふうに思います。

ただ、公共工事設計労務単価も、これは恐らく調査するわけですよ。調査してこういった単価に上がってきているわけですが、例えばこの単価というのは職人さんの世界というのは上も下もいろいろ腕によってあるわけですね。今、建設業振興基金で大工さんだとか鉄筋屋さんだとか、そういった人たちの職業能力評価基準というのをつくってありまして、レベル1からレベル4、その段階ではどれだけの仕事ができるのが正当であるかというような形で、レベルによって内容を、レベル1でやればここぐらいが妥当であろうと、レベル2だったらここまで行っていないと普通じゃないよと、当然レベル4になれば、登録基幹技能者、つまり職長のトップレベルに当たるわけですがけれども、そういったレベルの人たちが働いているのが現状なわけですね。

そうすると、公共工事設計労務単価というのは一体どこを照準にあるのか。最低ではないだろうし、最高でもないだろうという形だと思っただけですね。多分上と下の中間をとるのか、それとも全体を平均してああいう単価になっているのか、その辺がどうなっているというのも調査が必要じゃないかなと思っただけ

ます。ほかの自治体で公契約をいろいろ結んでいる自治体は、その設計単価の何掛けが最低ですよというようなことで決めているところが多いわけですが、そのためには、そのもとになるものがどこの段階にあるものかというの調べる必要があるんじゃないかなという感じはしています。以上です。

部会長 ありがとうございます。（委員名）、いかがでしょうか。

委員 私は、世田谷建設協同組合から参っておるんですけども、世田谷建設協同組合は、ほぼ全会社、登録会社はみんな中小企業なんですね。大企業は1社もございません。みんな中小企業です。土木をメインにしている建設協同組合なので、土木工事というのは民間の仕事もちろんございますけれども、例えば民間での比率と公共事業の比率を比べますと、やっぱり公共事業を中心に会社を運営している会社がほとんどなんですね。多分うちの建設協同組合の組合員も世田谷区、東京都等、公共事業をメインに仕事を受注して、民間もちろんやっていますけれども、主は公共事業です。公共事業で会社を運営している。それが大前提としてあるというふうに思っています。

我々は、公共事業で発注される仕事の総量がどれくらいあって、そこに受注を希望する会社は何社あるかということで入札が行われていて、競争で仕事をとってくるということなんですけども、そうした中で、今言われている公共工事設計労務単価を基準に設定された公共事業の予定価格というのが組まれるわけです。それに対して、一方で、最低制限価格という、落札をできる最低ライン、競争をできる最低価格というのが設定されていて、その価格以下で入札をすると失格になります。つまり、上限の予定価格、最低制限価格の2つがあって、その中で我々は戦うわけですね。そこで受注の競争をしているわけです。全体に会社に対して仕事が少なければ、やっぱり最低制限価格くらいまで価格を落としていかないと仕事が受注できないという現実があるわけですね。

そうした中で、最低制限価格というのがやっぱり1つの我々が仕事を受注する判断基準になるわけです。それが10年ぐらい前からですかね、最低制限価格ラインというのが80%を切るぐらいでずっと推移していたんですけども、それが最低制限価格のラインというのが計算で徐々に上がってきて今85%、87%、パーセンテージがだんだん上がってくるわけですね。この最低制限価格が上がってくるとか、それは一体何なのかということ私はずっと前々から疑問に思っていました、要するに、最低制限価格というのは、労働の単価というか、それは関係ないわけですね。直接工事費に95%を掛けて、共通仮設費に90%を掛けて、あと現場管理費に何80%を掛けて、一般管理費に55%を掛けるわけですね。このパーセントを掛けた時点で、例えば直接工事費というのは直接その労働者の単価が関わっているところなんですけども、そこは95%なんですね。一方で、現場管理費は80%でいいや、それで一般管理費は60%でいいや、そう

すると、そのしわ寄せは一体どこに行くのかということじゃないかなと思っています。例えば現場の直接工事、労務者に関わるところの価格は95%以上はだめよというところがあるにもかかわらず、現場管理費、一般管理費、会社の経営にかかわるところがばんと切られるということがずっと行われていたわけですね。その長い年月でやっぱり我々土木業者というのは疲弊してきているというのが現状じゃないかと考えています。

今は、一般管理費の率をそれでもまだ55%にカットされて最低制限価格で争っている状態なんですね。ダンピングどうのこうのとといった以前に、仕事の実際にある総量しかなくて、我々はその中で会社を成立させていかなきゃいけないといったときには、やっぱり最低制限価格で戦わざるを得ないという状況じゃないかと考えています。

そうしたときに、例えば現場管理費、一般管理費がカットされた中で予定価格が15%なくなるわけですね。その中で、全体でこの会社を運営していかなくちゃいけない。一般管理費もかかるでしょうし、現場管理費もかかるでしょう。その中で、労務の単価のみが完全に確保されていいものかどうかというところじゃないかと考えています。

部会長 今、お二方の御意見は、これまでの推移と最近の状況をどういうふうに評価するかという評価の基準に対する幾つか問題提起がなされておりました。特に建設業の場合は多少製造業と違って、1本1本の工事ごとに作業の内容がそれぞれ標準化され得ない部分を持っているというふうに伺っております。それを考えますと、技能者の養成というのは、製造業よりもはるかに時間と手間というか、どういう方法で育成していくかというのは、かなり時間と手間を要する分野であろうというふうに想像するわけですが、それに加えて、今御指摘がございましたように、予定価格と最低制限価格との間の競合の中では、個々の工事の労務費をどう確保するかが労務費確保の要件となる歯どめというか、要素をどうつくるかということが、競争の中では必ずしも確保されているとは言いにくい部分があります。言ってみれば、予定価格そのものをどう考えるかということもある意味で暗示されているかと思えます。

そういうことで、積算のあり方とか、あるいはもっとさかのぼれば設計そのものであるとか、さまざまな領域にかかわるものがあります。この委員会ではそこまで直接踏み込むまではいかないまでも、そうした労務費が決まる状況が少々複雑な部分があるということは間違いないと思います。そういう中で、設計労務単価が上がるから、それに応じて現場の労働者が受け取る賃金そのまま上がっていくかということは、必ずしもそういう仕組みにはなっていないという状況が指摘されたと思います。そういうものを踏まえて、建設に限らずですけれども、働く側から見てどんな問題を抱えておられるのか、(委員名)か

ら、今の点以外の部分もあるかと思えますけれども、御意見をいただきたいと思えます。

委員 今、お話しの中はほとんど建設業の話で、僕は建設の団体出身ということもありますので、建設業で働いている人の状況から組合の見方で考えますと、御承知のとおり、今、建設従事者というのは、ピーク時、平成9年あたりで680万、700万に届く従事者がいたところが、もう既に500万人を切っていると。要は、3割ぐらい建設者は減っています。ただ、建設投資が相当減っていますので、従事者が減っていてもおかしくはないんですが、ただし、その中でも年齢構成というか、そこの建設業に従事している方の構成が大幅に高齢化を迎えているというのが現状だと思えます。

国交省の発表しているデータでも全産業の55歳以上の従事者が28%に対して建設業の場合には34%、55歳以上の割合が含まれているんだと。一方で、29歳以下の従事者の割合が、全産業が16%に対して建設業は11%しかいない。要は、高齢者が多くて若者が極端に少ないというのが全産業と比べても高い比率になっている。これを裏づけるように、建設業に入ってくる若い人たちの人数、割合もこの何十年の間にどんどん下がっているというデータもございまして、平成4年の時点では24歳以下の若い人たちが建設業に入ってくる割合が全体の建設業に入ってくる入職率の38%、約4割ぐらい、年間ですと24歳以下の方が25万人ぐらい入っていたのに、直近のデータですと、平成21年ですと16%まで下がっている。数字でいくと5万人、要は5分の1まで減少しているという現状があります。結局は、若い人たちがこの産業を嫌っているというか、この産業に入らない状況がこのまま続くと、建設業を担う技術者も技能者もいなくなってしまうというのが今の建設業の実態なのかなというふうに思っています。

全てが賃金が理由だというふうには当然言えないこともあるかと思えます。ですが、賃金のベースも見ますと、これも全産業との比較になりますが、全産業の労働者の年収が520万に対して建設業の収入平均が390万、26%も建設産業の従事者の労働賃金が低い。特にこの10年間に他の産業は6%ぐらいの下落でとどまっているものが、建設業は27%も下落をしているという事実がございします。このような状況を国交省なんかは、先ほど部会長もおっしゃっていましたが、危機感を持って設計労務単価の急激な引き上げであったり、今問題になっている社会保険未加入の問題、こういうものに裏づけるような形で政策に至っているんですが、私どもも実際、組合員、会員の賃金調査を毎年5月に行っています。ことしのデータはまだ出切っていないんですが、実感として、設計労務単価や仕事量の増加に伴っての賃金上昇というのがなかなか数字に見えてきていないというのが現状だと思えます。長い間建設業自体がかなり疲弊をしていたので、会社自体の体力も相当減っているという現象もあるのと、職人さ

んがほとんどみんな外注化されていってしまっている関係上、そこがなかなか賃金に反映をされないという現状があるのではないかなというふうに思っています。そういう中で、この公契約条例がどういう役割を果たしていくのかというところを今後考えていく必要があるのかなというふうに思っています。とりあえず以上です。

部会長 ありがとうございます。（委員名）、いかがでしょうか。

委員 私は、連合というところからの立場で、主に委託のほうのという形でこの部会の委員にも選ばれたというふうな認識をしておりますけれども、労働組合側ということで働く者というところはあるんですけれども、やはりこの報酬下限額を議論する上で、労働の適正な対価であることはもちろんのこと、業務の質の確保や向上、また、区内の経済活動の振興活性化に実効性がある、そこに労働報酬下限額、労働報酬の金額になるようにというものが原点であると考えておりますし、単に我々働く者の賃金だけを上げてくれという考えではなく、しっかりと今言ったような経営側も区のほうも、それから区民の皆さんも含めてよくなりたいというのがまず基本の考え方であるということは御認識をいただきたいというふうに思います。

その上で、委託のほうのお話を少しさせていただくことになるんだろうというふうに思いますけれども、連合内でも委託全般を、全て組合員になっていて話が聞けるかということ、まだまだ調査不足のところもございまして、全ては聞いていないところもあるんですけれども、例えば区の臨時職員の賃金あたりで短時間労働者が5.5時間ぐらい働いたときというのが大体年収200万に届かないぐらいという状態でございまして、これに社会保険料なんかの支払いが含まれていけばいいんですけれども、含まれていない現状で払っていくということになると、可処分所得がすごくやはり低下をしていくということになるんだと思いますね。まさにワーキングプアと言われる年収200万円以下のところに行くのかなと思います。

これは東京都の最低賃金を使えばもっと低くなるので、当然そちらも問題になるんだろうというふうに思いますけれども、そのことを含めて、やはり働いた人がしっかりと賃金をいただいて、少なくともこういう社会保障の関係を払った上で生活保護の上になければいけないんだろうというのが基本の考え方なんだろうなと思っております、実際は、そこにその保障関係を払うと、生活保護基準レベルまで満たない部分が存在をしているんだということが今現状、問題になっているというふうな認識でこの場に来て、こういう形で話をさせていただいているというふうに思っております。ちょっと細かい数字ではなく、雑駁な数字でございますが、今の現状という形で報告させていただきます。

部会長 ありがとうございます。幾つか重要な指摘がございました。特に労

働組合ではあるけれども、やはり産業自体の将来性に大きな危機意識、危機が存在している。その観点から、賃金だけで解決できるわけではないかもしれない。けれども、中長期的に必要な労働力の確保となると、一定の労働の質に対応する報酬の適切な水準への向上は、産業の競争状態がいろいろあろうとも、やはりこの点は押さえていかなきゃならない、ある種の水準があるんじゃないかと思います。

とりわけ、（委員名）のほうから具体的に、賃金についての考え方というのは、生活保護基準よりも、それを上回って長期的に生活の安定を図るための社会保険等を支払った上で、なおかつ生活が一定のレベルを確保できるものでなければ、働きながらその生活を向上させていくということが難しい。いわゆるワーキングプアからの脱却というのは、これは公契約条例制定の大きな狙いでもあったわけです。この辺のところをどういうふうに改善していくかが、この委員会の中での報酬下限額の水準設定に深くかかわると思います。そういう点で大変重要な指摘だと思います。

それから、（委員名）のほうからも提起されておりますけれども、やはり建設労働の場合には、一定の技能の質を考慮せざるを得ないのではないかという指摘がありました。これは、この部会は報酬下限額ということでありましてけれども、その下限額に加えて、何らかの、ハイレベルの課題にえられる何かの施策がないものかという、サジェスチョンをされています。

それで翻って、そのサジェスチョンをどう受けとめるかということになると、そこには今出されている国土交通省の設計労務単価のあり方自体をもう少し砕いた形、具体化して何らかの職長クラスの人まで含むある種の幅を持った設定ができないだろうか。これも大変重要な内容を含んでいるんじゃないかと思います。いわゆる平均とかいうだけではなかなか、下限と平均だけではうまくその産業の将来性を確保しながら、かつ労働者の報酬を生活維持できて、せめて全産業平均並みの所得なり報酬というものを獲得できるようなレベルにしていくには、やはり短時間で達成するというのはなかなか難しいという気もいたします。

たくさんヒントをいただいておりますけれども、さらに（委員名）、いかがでしょうか。今の4人の委員の御意見を踏まえて感想をちょっと聞かせてください。

委員 私は、ほとんど業界のことはわからないというのをまず最初にお話ししておいて、今4人の方のお話はなるほどなというふうに思っている次第です。

今、ここに配られている朝日新聞の記事がちょうど世田谷に焦点を当てた報道で、去年の10月26日、脱ワーキングプア挑む条例という形になっているわけですが、今自治体の 特に（委員名）のお話と絡む話なんです、正職員が

すごく減っているんですね。なぜかというところと2つありまして、1つは、非正規への置きかえで、お話があった非常勤職員への、正規でやめた人のところに非正規を置くという形で入れかわりが始まっているというのは、大体どの区役所もおおむね3割から4割ぐらいがいわゆる正規じゃないと言われていた。さらに、それが今度は民営化という言葉で、いわゆる委託あるいは指定管理者という形で次々に公務員じゃない方がやっているということが多くて、その結果、何が起きているかというところ、賃金の二重構造なんですね。別に正社員の方が高いというわけじゃないんですよ。区の職員はそれなりの人事院勧告制度があって、それなりの民間労働者とほぼイコールになっているんですけども、その方々の下に、先ほどお話があったように、この言葉にあるワーキングプア、年収200万円に行くか行かないかの方々の層が相当出ているというのが背景でございまして、だから、世田谷区で言えば世田谷区の直接の非常勤職員と、その外にあるさまざまな形での、いろんな形での第三セクターなり指定管理者なり、あるいは委託業者という形ですごい数が出て、もしかすると5割ぐらいのところになります。そういう意味で、その人たちがこのワーキングプアになるとどうなるかというところ、区の税金が流れていっても、それが区に戻ってこない。いろんな形でね。非常にそれは問題だということで、多分そういう背景の中でなされているということで、自治体の変質しているということにはぜひ御理解いただきたい。

特に足立区などでは今戸籍まで、本当に誰と誰がいつ離婚したかという戸籍まで非公勤職員がやっているということで批判を浴びて、今、是正問題になっていますけれども、そういう意味では、どんどん進んでいく中で二重構造が進んでいる。これが解消しなきゃいけないということがあるので、そういう意味では、同時に従来の建設業の方々についても同じように、今、少しは改善してきたけれども、数年前まで悲惨な状況になっていて、建設業の人も一番下のほうに行くところワーキングプアになりかねない層も出ている。そういう中で、先ほど出ている若手をどうやって 若い人が来る産業じゃなきゃ将来生きていけないわけで、どの産業も若手が入ってこなきゃいけないわけで、それがすごい少ないなんていうことを今伺ったところ、これはやっぱり若手に魅力がある産業になっていかないと発展していかないと。と。

そういう意味では、必要性は、確かに労務単価だけを確保するというのはいかぬものかというのはおっしゃるとおりですが、そこは人間が生きていく上で必要な部分というふうにご考慮いただくと、やっぱりちゃんと結婚して子供を2人ぐらい産んでくれないと人口が下がっちゃうわけで、今はもう1. 幾つですけども、そういうことをイメージしていくと、やっぱり200万では暮らしていけない世の中になっているということで、そこをいかにかさ上げするかと

というのがこの役割だと。

ただ、そうはいつでも、では業者の方が泣けばいいのかと、そんなことはないのであって、業者の方々にとってみれば、それを保障するだけの、払ってあげてもいいよというか、払わせるだけのやっぱり制度の保障としての一般管理費や現場管理費とおっしゃっているもの、そういうものも乗せた入札価格にしていけないと。そうすると、今度は区の予算がふえてくると。ただ、多分この条例をつくったということは、区の予算がふえていいということだと思えますよ。発注単価がね。その上で業者の方々の適正な利益を乗せて最低のをやるというふうになるとすると、やっぱりそれは、それなりの革命的なと言うとおかしいんですけども、革命的な出来事が私としては必要だと思うんです。ただ、それをやろうというのがこの条例の狙いですので、そこはぜひ御理解いただきたい。

したがって、単に上げればいいというのは、私も先ほど（委員名）がおっしゃったとおりに高きゃいいというもんじゃないんだと、業者が成り立った上で労働者も成り立つという、両方成り立たなきゃいけないんだと。ここは絶対に押さえなきゃいけない。ただ、もちろん、両方は高ければ高いほどいいし、局面だけ見れば、片一方は安ければ安いほどいいわけで、その辺での攻防は当然あると。ただ、両方とも成り立つということが前提なんだということは絶対に忘れちゃいけない。

ただ、下限額と言っている以上は、やっぱりその職種で一番下の人の職種なんだと思えますよ。だから、それを払えばいいということにもっとベテランで能力の高い方はもっと高くなって当たり前なので、やっぱり下限額と言っている以上、一定の職種、例えば51職種あるとすると、その一番下の人で、下限額で下があっていいということにはならないんですよ。そういう意味では、この立て方としては、設計労務単価の何%という立て方をしていますが、当然110%の方も中にいるんです、実を言うと。同じベテランでまとめ役になっているの方々にとっては110%もいるわけですが、その方は、それはそれで当然だと。一番下を立てているので、先ほどの1から4か1から5までレベルがあるとすると、やっぱり一番下の人下限額になるので、下限額以下はないというふうに考えていただく意味での下限額を決めないといけないんだと。やっぱり標準じゃないと思うんですね。私の感覚だと。

そういう意味では、それ以外の方、ベテランの方はいらっしゃるわけで、それはそれで当然だと思うので、そういうことと言うと、なかなかまとまらない話なんですけれども、チャレンジするということと言うと、非常に難しい話になるだろうと。ただ、私も繰り返し言っているよ

うに、労働者と業者が両方成り立つということは区が損をするということですね。区が損をするということは今までの発注ではいかないということなので、そこはぜひ区のほうも御理解いただいて、金額をどの辺でおさめるかということになるだろうというふうに思います。

そういう意味では、非公開にしたのもそういう本音でちょっとそういうことを言い合わないといけないので、とりあえずそのところはお互いに積極的に、きょう、私も全然勉強不足で初めて伺った話も多いので、ぜひ今後とも教えていただきたいと。以上です。

部会長 ありがとうございます。

委員 済みません、ちょっと誤解があったようなので、ちょっとお話ししたいんですが、私は、最低の賃金を価格設定するということについて何か異議を持っているということではなくて、そういう設定はもちろん必要だと思うんですけども、それとともに、やはり入札制度をやっぴり改革していただかないと、一方で労働者の賃金、最低賃金価格があって、片方で入札制度を置き去りと、そういうことではやっぱり困るということを申しているわけで、特にその最低賃金を確保しなきゃいけない、それはやっぱり必要なことだと僕も思いますし、それについて異議があるわけではないんですけどもね。

委員 そのことについてちょっと申し上げたいんだけど、結局、直工費が95、現場経費が70？

委員 今、現場経費は80ですかね。

委員 一般管理費が30とか40？

委員 今60になっていますかね。55かな。

委員 結局、そういったことは、会社経費、現場経費が足りないものをどうにかしろということなんですよ。

委員 そうなんですよね。

委員 職人を下げろということなんですよ、結果的に。だから、最低制限価格がそれだけ低いということは、設計労務単価があれだけ上がったにもかかわらず、それをこっちへ動かさないと運営できない。

委員 例えば結局のところ、最低制限価格が例えば85%だとしますよね。そうすると、労務費が、例えば設計労務単価が1割上がっても2割上がっても最低制限価格あたりで戦うと、実際のふえた金額というのは1%、2%にしかならないんですね。結局、我々事業者は、その1%、2%ふえた中で労務単価は上がっています、会社の経費はかかります、どこで削るんだという話なんです。だから、その労務単価の例えば最低制限価格を決めるのはもちろん結構なんですけれども、それとともに、やっぱり最低制限価格のラインですとか、入札の制度自体も変えていただかないと我々はやっていけないということと言っ

ているわけなんですけれども。

委員 そのとおりです。

委員 協会で要望したのは、最低制限価格を85とかそういう数字じゃなくて、最低でも95にしてくれというお願いをしているんですよ。ただ、簡単にはそういかないわけなんですけれども、そうしないとバランスがとれない。

部会長 そうですね。予定価格とは一体何なのか。

委員 何なんですかという……。

委員 でも、結局、やっぱり仕事の総量があって、事業者がそれより多かった場合に競争になりますから、もう当然競争になって、そうすると、最低制限価格ぐらいの失格にならないラインぎりぎりを狙ってやっぱり入札せざるを得ないんですね。そうじゃないと結局会社はやっていけませんから。

委員 そうですね。

部会長 最近、国土交通省も入札方式についてのこれまでの予定価格の上限硬直性について少し部分的、例外的かもしれませんが、改善方向を考え、予定価格じゃなくて、希望価格というか、何かそういうものに少し弾力化して……。

委員 でも、予定価格が今組まれていて、予定価格で仕事とれれば、やっていけると言うんですけれどもね、大体はですね。

部会長 予定価格があり、先ほどおっしゃった最低制限価格というもののまでの何%の幅の意味というのが非常にきついわけですよ。

委員 そうですね。

部会長 15%ぐらいの幅の間をどうするか。それに応じて元請との契約ができると、あと、下請は全部指し値でいかざるを得ない。その仕組みが下請と元請との関係の改善をどういうふうにしていくかという、このあたりが大変悩ましいところだと思います。そういう意味で、その最低制限価格とあわせて設計労務単価の下限額を見ると、大体各市や区の条例も、資料の7で見ますと、主要職種に関してそれぞれ全国の数字が出ていますけれども、例えばとび工が東京都の場合、関東の13番目ですけれども2万4600円、これは実際にはどのぐらいの現実というか、工事によって違うと思うんですけれども、高いのもあるかもしれませんが、これを1人前で考えるとどのぐらいが現実なんですか。

委員 とび工さんは(委員名)のほうが……。

部会長 これは特定の個人ということになると思いますけれども、平均としまして、この数字はこれの9掛けとか8.5とか、公契約条例はほとんどこれの9割か8.5が普通です。だけれども、それでいいかという、なぜ8.5なのかという……。

委員 やっぱり年収で考えてもらいたいですね。年収で今例えば全産業が平均幾らなのか、それで職人さんが年収にすると幾らなのか。それで、きつい仕事ですから、工場内の仕事でもないですし、野外で厳しい自然状況の中でやるわけですから、それなりの魅力がなきゃいけないと。そうすると、では一般的な全産業よりは2割増しぐらいがやっぱり魅力がある仕事になるんじゃないかというような、そういうさじかげんが要るんじゃないかと思うんですね。

委員 これは労務単価というか、日当なんですかね。

部会長 日給ですね。

委員 日当、8時間当たりですね。

委員 年間どのくらいの労働時間をイメージ。労働日数か。

委員 うちも大工さんを持ってしまして、大体月23.7日なんですね。

委員 結構多いんですね。

委員 掛ける12にすれば大体1年間の労働日数というのはわかりますから、それ掛ける単価が年収になるわけですね。

委員 そうすると結構働いているんですね。今の話だと285日ぐらいなんですね。

部会長 結構の稼働率ですね。すごいですね。

委員 というのは、そうしないと食えないという実情があったり、それでも雨の日は仕事ができなかったり、雪でもできませんし、そういったものを除いても、ほとんど働く日に対しては土曜日も休まず働いているというのが現状ですよね。

委員 直近ではこの3年ぐらいで、さっきのお話でも言われたように、設計労務単価が30%近く上がってしまっているんですね。だから、実際、ではこの3年で手取りが3割ふえたかということ、そんなことはないわけですよ。結局それまでの、それこそ会社はその分を見ていた、それこそともと設計労務単価に社会保険料なんかも本来含みませんよ、残業代も経費も含みませんよということになっているんですけれども、実質的にはもうそうせざるを得ないような状況でずっと来ている以上、結局どこかがどこかで調整をされて、でも、今、国交省が設計労務単価を急激に上げてきたという、ここのギャップが若干やっぱりあるので、そこは考えなきゃいけないのと、ただ一方で、やっぱり上げていくことを見ていかないと、さっきのように全産業との比較でいくと建設業は圧倒的に低いんです。全産業じゃなくて、製造業と比較しても低いんですよね。それをやっぱり考えると、今後、技術を継続するということが困難になっていくんじゃないかなと。今、部会長が言われたみたいに、やっぱりそういうものに必要な賃金がどれぐらいのレベルなのかということころは考えざるを得ないのかなと。あと、その実情との幅の部分でしょうね。

部会長 資料7の一番上の四角の5番目ですけれども、「法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている」という意味は、この額は……。

委員 含んでいないという……。

部会長 ここから外れているという意味ですよ。そうすると、現実に法定福利費に関する積算上の金額というのは、これは世田谷区が発注する場合には、これとは別立てて積算されるということですね。

委員 それは、現場管理費の率分に入っちゃっているということです。率で入っているんですよ。

委員 ある特定の費目ではなくて。

委員 現場管理費と一般管理費は、今、率なんですね。

部会長 その中のある一定の比率という……。

委員 そうなんです。直接工事費を積んだ直接工事費にあるパーセンテージを掛けて、その中に入っていますよということなんです。

委員 そうすると、この4のところですね。「本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費及び一般管理費等の諸経費は含まれていない」というところがある。逆に、ここに全部含まれていると。さっき言った工事費の全体の何%というふうに出てきちゃう。

委員 そうということです。

部会長 そうすると、特定の法定福利費が幾らというのは出てこない。

委員 出てこないです。

部会長 なるほど。

委員 一応、国交省の資料でいくと、共通仮設費、現場管理費に含まれる費用として、まず福利厚生費が労務賃金の23%で、その他必要経費、現場安全管理費等で18%、合わせて41%が賃金以外の部分で共通仮設費と現場管理費で含みますよということになっているはずなんですね。その分が労務費以外にあるはずということですよ。

部会長 そうすると、例えば、社会保険加入がかなりきつく契約に影響するようになってきます。今の現場管理費等の中に何%という含みだけではなかなか実行されがたいので、いわゆる標準見積書で少しずつ下へ浸透させていく努力を国土交通省はやっているようです。まだまだそういう面では具体的な、この枠は入札の際の別枠でとっておきますよということでもやらないと、一種の業界のプールみたいなものをつくっておかないと、先ほど(委員名)がおっしゃっていた社会保険等にちゃんと加入して、プラスそれをベースにしてさらに賃金で生活していくというスタイルの賃金の運用にならないということですね。これは、別立てみたいなものは実際に可能なんではないでしょうか。

委員 今、各専門工事業界がやっているんですけれども、標準見積書をソフト化して、簡単に人工と歩掛かりを入れると出てくるやつがあるので、とにかく労務費にしかかかりませんから、材料費はかかりませんから、材料と労務を分けて、労務費の合計に対して10何%というのが社会保険料ですよ。それについてはもう進んでいるゼネコンさんは支払ってくれているところもあります。それをまだ考え中であるということもありますし、片や実際に働いている人が厚生年金の番号を持っている、保険の番号を持っている、そして、現場で働いた日数についてはお支払いしますというゼネコンも出ています。それは会社が納める分ですから、事業主負担ですから 個人は違いますよ。個人は働いた分から賃金に入っているという考え方ですから、それは個人が払うんですけれども、事業主負担分というのは、そういう形で徐々に浸透はしてきています。

委員 建退協の証紙を別途元請さんが購入して働いた人数分を払うのと同じように、社会保険料についても、そもそも法定で義務づけられている以上、社会保険料にしる、建退協にしる、本来は発注者の段階でも見積もっているわけでもんね。それがちゃんと行き渡るような制度にすれば、そこは決して削られる部分にはならないはずということなんですね。

委員 今、例えば一般の工事を受注して、下請さん、協力業者を使って専門工業者を使った場合に、見積もりでも、見積もりを聴取して取り決めをするわけですがけれども、その中で、やっぱり今は法定福利費幾らというふうにパーセンテージが乗っかって見積もりが上がってきますよね。そうすると、それは工事費プラス法定福利費なんだなというふうに我々は理解して、下請さんを決めて契約する、そういうことになると思うんですけれどもね。

部会長 ただ、この労務費の引き上げがなかなか下に通らないという場合には、今言ったような賃金及び法定福利費をいかに入札なり下請契約の中で別枠で発行しろという意見もあるようなんです。実際には下請契約が、言ってみれば工事の量の完成で契約するのが普通だとすると、そこから内訳は消えるんです。それをどうやって確保するかという方法は何かございませんか。このところは報酬下限額の運用にかかわる部分があると思うんですけれども。

委員 前回のときもちょっとお話ししたんですけれども、例えば土木工事の場合は恐らく自分のところの直営班なりなんなりが仕事を全部やり切れるということもたまにはあるわけですね。そうすると、直僱の労務者でそういう労務費プラス保険、建退協の証紙を渡してとかというふうにして全部コントロールしていけば、やれること、やれる工事ももちろんあるんです。

その一方で、そういう工事のほかに協力業者をたくさん募って、それをまとめ上げていく仕事という場合には、やっぱり協力業者、その下請業者さんの要

するに見積もりが出てきますよね。そうすると、平米幾らで見積もりが上がってきています。そうした場合に、中の労務費を幾ら払っているかというところまでは我々元請がコントロールできないんですね。要するに、例えば防水工事、平米2000円で見積もりが上がってきましたといったときに、その2000円の根拠というのは労務費を幾ら払っているから2000円になっているんだということまでは、実のところ、我々はそのまでコミットできないんですね。そこに例えば2000円にプラス法定福利費10%を乗っかっていましたといったときに、労務費は幾らか全然わからない。一式で上がってきますよね。それが実際に我々はどういうふうに入札をするかというか、仕事を受注するかという、予定価格があって最低制限価格があるとしませぬ。そうしたら、協力業者の見積もりを聴取して、直営でやれるところの材料やら労務費を全部積んでいって、それが最低制限価格の中に入っているかどうか。

部会長 おさまるかどうか。

委員 おさまるかどうか。おさまって、さらに管理費が出ているかどうかというのが1つの判断ポイントなんですね。そこで入っていれば入札に応札します、入っていなかったら辞退するというシステムなんですね。だから、そこで、例えば仕事を受注したとします。下請さんから出てくる見積書の平米単価で出ている中の労務単価までコントロールして全て仕事をやっていくと、それは物すごく大変なことなんですね。物理的に無理じゃないかというふうに思っていますけれども。

部会長 これは（委員名）から見て、そこら辺は組合としてこういう手があるというようなある程度の見通しというか、今後の報酬下限額の実効性にかかわる部分に深くつながっていると思います。その辺は労働者からの情報をいかにとるかという体制問題だと思います。例えば今、技術者を確保するために就労履歴システムをIT技術で管理していこうという、これはマイナンバー制度だとか、今後、就労や保険に関するビッグデータの扱いにかかわってくると思います。こういったものを活用して、言ってみれば抜き取り検査、サンプリング調査でどの程度浸透しているかということを検討する方法はございませんでしょうか。これは単品の工事だけでやるというのは難しいと思いますので、例えばある職人さんの1カ月なら1カ月の仕事の内容と所得をサンプリングでサーベイできるかどうか。

委員 現状、多分重層下請の中で元請の事業者さんが全てを管理しようとする、そこはもう完全管理し切れるわけがないわけで、ただ、今世田谷区で考えている公契約条例の適用現場もかなり範囲も広くて件数も多いということもあるんですけれども、世田谷区が発注する一定条件を満たす契約については、こういう最低賃金のルールがある契約なんだという前提のもとに、そこは僕な

んかですと下請企業の皆さんが反対に組合員の会員さんなので、直接的に人を雇っている事業主さんにしてみれば、当然見積もりをする段階では平米単価は出しますが、結果として見ると当然人工も出しますし、当然労務費は考えた上で計算をしているわけで、それはやっぱりそれに見合う労務単価を確保するということを前提に元請さんとの価格の調整をしていただいて、反対にそこを削ってしまうような業者さんを使い続けられれば、当然元請さんのダンピングにもつながるわけで、やっぱりそこは適正な価格にはつながらないですし、将来的にもそうですし、その公共工事の品質自体にもかかわる部分でもあるので、そこは1つの企業や1つの物件ごとというふうに考えるよりは、世田谷区の公契約条例という大きな枠組みの中で、そういうルールを皆さんに周知して、そこを御理解いただいでいくしかないんじゃないかなと。

ただ、その中で、先ほどもいろいろ出ていた中で、今回の報酬下限額の適用をどこまでするのかというのも当然あると思うんですね。本来であれば最低賃金なので、全ての方が対象になるというのが当然ですが、建設業の場合にはやっぱり技術力によって大分賃金相場にも差があるので、基本的な考え方として、設計労務単価もそうですけれども、熟練工というのが大前提になるかと思うんですね。なので、そこに見習いであったり非熟練の方については、一定、適用除外条項もしくは違う下限額の設定というものはつけざるを得ないので、やっぱりその判断はなかなか難しいところではあるんですね。この人は熟練工、この人は未熟練という判断は、結果として見ると事業主さんしか多分できない部分ではあるんですけれども、そういうところはやっぱり制度上、ちゃんと担保した上でその報酬下限額をどこまで徹底していけるのか、あと、その数値の設定の部分はどうするのか、当然そこは下請の労働者の方にも適用するという前提のもとに検討していく必要があるのかなというふうに思っています。

部会長 ある意味で、この公契約条例の適用対象事業というものが事業主さんと、それからそこで働く人との双方が情報をいかに共有し、その中で既存の企業なり職種の技能レベルの評価というものとある程度整合した形で運営できるような仕組みにしていかなきゃならないから、スタートからある程度の実効性を保つまでに時間を見なきゃならないということにもなります。

委員 だと思います。ただ、報酬下限額をどう認識するかというのも多分あると思うんですね。そこはこの委員会の中で、一定程度答申の中ではっきりさせたほうがいいとは思うんですけれども。

部会長 これはほかの区等の実施状況というものにもかかわるんですけれども、今のようなそうした報酬下限額の実効性というか、これは区としては何か持っておられますでしょうか。どのくらい変化したかという 例えば公契約条例を制定された渋谷区ですとか千代田区だとか足立区というようなところで

現実に、まだ時間がそうたっていないので浸透の度合いを測定するのはなかなか難しいと思うんですけれども、その辺のところはわかるものなんですか。

事務局 うちも4月から施行してはいますが、足立、渋谷もまだそれなりに年数的に行っていないので、私どものほうでもホームページなんかで聞いている部分については具体的に載っていますけれども、実際、足立区さんですとか渋谷区さんに詳しく聞いてはおりませんので、その辺については今の段階ではまだわかりませんね。

部会長 なるほど。

事務局 ただ、やっぱり23区でも公契約条例はまだまだ少数でございますので、その辺からいくと足立区がいいのか渋谷区がいいのか、あるいは先進的な、前からやっている野田市であったり川崎市であったりとか、その辺との兼ね合いも出てくるとは思うんですけれども、23区ほとんどがやっているということであればアンケートをとってみたりとか、そういう形にもなるかとは思いますが、現状では渋谷区、足立区だとか、その辺になってしまいますので、今の状況ですと資料10に書いてあるような感じでございますと、今の現状ではそういう形ですね。

部会長 きょうの議論をこれまで続けてきて、印象として、これはぜひ作業としてやったほうがいいかなと思いますのは、冒頭で（委員名）がおっしゃっていた設計労務単価自体がひとり歩きしているわけですが、その水準なり意味内容を少し広く考え、現実に世田谷区の公契約条例の適用対象現場の基幹職種などを対象に、実際の支払い状況というのはどういうふうになっているのか、全部調べる必要はないと思うんですけれども、ある種のサンプリング調査をできないものでしょうか。これは全く別の事業になってしまうと思うんです。しかし、どこかでそういう手がかりになるような調査を設定して、それで実行してみて、どういう方法だと（委員名）がおっしゃっているような各職ごとの、あるいは職人さんの技能レベルごとのありようと下限額の連動性を踏まえた条例の運営というのを考えていく1つの重要なヒントになると思うんですけれども、労働組合としては賃金調査等でそういうものを実施してきた歴史もありますよね。

委員 そうですね。この間、地元の業者さんの御協力をいただいたり、世田谷区と一緒に現場の調査もさせていただいたこともあるんですが、それは企業さんの協力が得られれば可能かなというふうに思います。

部会長 公契約条例制定検討委員会で行ったアンケート調査は回収率が非常に高く、あの調査自体が1つの重要な資料だとは思いますが、それに準じた形で、やはり契約担当がかみますと調査の回収率が非常によろしいのです。もう1度、例えばことは予算等の都合もあるんでしょうけれども、次

年度あたりでそういうものは可能でしょうか。手間暇かかるので大変だというのはわかるんですが。

事務局 やはり手間暇がかかるので、我々事務局サイドのほうの体制、その辺も含めてという形にはなろうかと思えます。

あと、今、（委員名）が言ったように、あくまでも契約サイドは元請との契約になりますので、その元請の事業者に対してそういう御協力を依頼した場合にどの程度協力を得られるかというのは出てくるとは思いますが、けれども。

委員 結局、今議論している中では、労働報酬下限額を決定するというものがこの部会ですよ。意義として。でも、それを決めるに当たっては、今の議論でいくとチェック機能ですよ。きちんと行われているか、労働者から言い出してもらおうのか、チェックをかけるのか、それを決めないと下限額は決められないよとかという話になってきちゃっているような気もするんですよ。なので、当然入札監視委員会なのかチェック機能なのか、たしか現在もチェックシートでやられていると思うんですけども、それだけで十分なのか、下請まで行くのか、そういう議論をどこかでしなきゃならない。それはこの部会なのか、それとも公契約条例の委員会なのか、それとももっと違う場所なのか、適正化委員会のほうなのかなんですけども、いずれにしても、チェックがきちんとできる、それから言い出してもらおう仕組みなのか、今言ったような調査をかけるのか、サンプリングなのか全部なのか、そういう形のものがまずただ、やりようという担保がなければ下限額ができないのと、先ほどから議論が出ている予定価格の適正な積算ですよ。これだって積算がちゃんも行われているのかというチェックをしなければ、先ほどの経営側だってなかなか入ってこられないだろうとかということもあるので、その議論も必要になってきますし、それから落札率ですよ。これも上げていこうよという方向に行かなきゃならない。上げていくと、区がお金をいっぱい出して損をすると言いますが、上げるということは、質が上がったり、サービスが上がるので、区民に対してもこれは多分向上になるんだと思うので、前向きに捉えてもらって、ではそこもどうするんだと、ちゃんと落札率も上げていくよというものが確保できるという前提がないと、ここで下限額の議論がなかなか進んでいかないなという気がしたんですよ。今の話を聞いていると。

委員 きょう、ちょうど私が上申書を出したのもその意味なので、ちょっとここで御説明をさせていただきますが、私も今の（委員名）と同じ問題意識で、多分ここは主として賃金、労務単価の話をするところだと。むしろ全体会で今お話しになっているどうやって担保するのか、その実行ということをするすると、とりあえずことしは2カ月に1回ぐらい開かないといけないんじゃないかということで、では何をやるのかということで、ここの丸2つは、これは区

長さんから きょうもお出しいただいていますよね。我々が受けている諮問の2項目で、1つが「公契約の適正な履行を確保するための必要な施策について」、もう1つが「区内産業の振興及び地域経済の活性化を図るための入札制度改革について」、例えば上のほうですけれども、これは、最低限、今のお話で6つぐらい。

1つが、ともかく契約というので、どういう契約書にするのかということ、どこまでお願いするのかということ、例えばゼネコンにする場合に、下請にどういうふうにしてお願いするのかということも含めて多分書かないといけないのかなということですね。

それからもう1つは、先ほど言っていたように、発注する側の積算方法もがらっと変えてもらわなきゃいけないと。先ほど言っている現場管理費や一般管理費のほかに労務単価も入れるとすると、おのずと高くなるわけですよね。それは高くなっていいんだというのは（委員名）からお話があったように、私もそう思うんですけども、そうすると、その方々にまずそれをきちっと身につけてもらわなきゃいけない。

2つ目に、業者の中で抜け駆け どうせこれは努力義務なんだから努力すればいいんでしょうということ、抜け駆けが出ちゃうとこれは役に立たないんですよね。やっぱり区内の少なくともまともな業者の皆さんには理解をいただいて御協力いただくとすれば、それに対する研修や説明も必要だろうと。あわせて、労働組合のほうから見れば、労働者のほうへの周知ということで、これは主にチラシとかポスターをつくるとか、そういうことをやっている。それから、今出ている履行状況、さらに、履行しない業者への対応のマニュアルぐらいは 確かに罰則はないんですけども、行政指導としての一定の出来事や意見具申はできるんじゃないかと。そういう意味では、5と6あたりもきちっとしておかないと、決めてもざるになってしまうのではないかなと。

もう1つは、諮問2のほうは入札制度改革なので、きょうは既に資料をいただいていますし、区のほうからも大分御努力いただいているというのは後でどこかで御説明いただきたいと思うんですが、それをさらに区長からもっと改革しろということ、出ているので、最低限ここにちょっと書いてあるんですが、きょうのお話はそうなんですが、もう少し入札制度に焦点を絞ったお話を（委員名）や（委員名）からもっと聞きたい。実はこんなこともあるんだとか、これではやってられないよみたいな話もぜひ伺いたいし、同時に入札監視委員会にベテランのお2人の、きょうはお見えになっていませんけれども、適正化委員会に入っている方々から見てこういう問題があるんじゃないかということなどもいろいろ

聞きたいし、ほかの自治体ではこうしているけれども、世田谷区はまだこうなっていないよというのも場合によってはあるかもしれないということを見ると、この入札制度改革の問題も一定程度やる。

そうすると、この部会をやりながら、この部会の外にあると私は思っているんですけども、この諮問1と諮問2をやるとすると、ちょっと今のままでは間に合わないんじゃないかなというので、並行して議論すべきだということで、私は公契約適正化委員会も、1年目なので、来年の春ぐらいまでは2カ月に1遍ぐらいやったらどうかと。

実は、ここに書いていないのは、いつから報酬下限額を実行するのか、施行するのかということなんです。それで、ことし決めてやるとすれば、私の予想だと今年度の早い時期に、12月までの早い時期に下限額をいわゆる建設業の部分とそれ以外の部分とで決めなければ、決めた後、今度はチラシをつくったり周知したりいろんな整備をして来年4月1日からということになると結構つらいかなと思っています。つらいけれども、それをやるにはこのぐらいの間で 仮に29年度に実施するとしても、来年の春ごろまでに一応答申が出ていないと、それを予算に反映してチラシをつくったり、いろんな周知をしていくと、やっぱり周知を含めて半年以上かかるとすると、どんなに遅くとも来年の春ごろには答申が出ていないと実行に移せないかなと。

私は、ことしの12月までに全部やるのは無理かなという感じはしているんですけども、いずれにしても、せっかく条例をつくったので、最初から何年もかかっていいということではないとすれば、遅くとも29年、早ければ28年、その2つぐらいのことは きょうは、この委員会はまだ第1回ですので、次回も早目に入れていただきながら考えないといけない。だから、こういう部会でできることは部会でできるけれども、多分私が言っている入札制度改革の問題だとか、ここにかかわる問題はむしろ外にあって、適正化委員会の全体会でやることになるんじゃないかなというイメージなんです。(委員名)のように。

だから、その辺は若干議論をいただいて、これは一応、区長さん宛てなので、後で区長さんにお渡ししたいんですけども、早くやれと言っているんじゃないなくて、一番最初が大事なので、最初だけきちっと滑り出しまではちょっと時間をかけても、回数をふやしてもやってみたらどうだろうか。いずれにしても、来年の春ごろには我々10人の意見が一致して一定のものを出さないと、実際には、行政には反映しないだろうということなので、来年の五、六月ごろまでを目指すとなると、あと5回ぐらいはやったらどうかというのが私の意見です。ぜひ御理解

いただきたい。以上です。

部会長 これにつきましては、何か御質問とかありますか。

事務局 今、（委員名）から時期のお話をいただきました。サジェスションとして我々もきちんとは詰めていかなければいけないお話かなと思っています。1つは、委員の先生方の任期は2年ということにして、御存じのとおり、役所の予算要求というのは前年度の9月に作業的なことを始めなければいけない。となりますと28年度は無理ですから、29年度予算に反映できるかできないかという、そのあたりのスケジュールをにらみながらやっていかなければいけないだろうと思っています。

今、お話が出ていましたように、労働報酬下限額を決めるという部分がかなり全体額へ影響するという御議論をいただいておりますので、これは区としても全部が全部そのとおりいくかどうか内部の議論を経なければいけませんから、そここのところは私どももお時間を頂戴して、きちっと考え方を整理していかなきゃいけないだろうと思っています。ですから、1つのめどとすると、今、（委員名）がおっしゃったような形の29年度予算反映が1つの節目になるのではないかなとは思っております。以上です。

委員 では、29年度の節目とすると、9月に積算するとすれば、その半年ぐらい前までに下限額が決まっていて、それを前提にいろんな仕組みが動いて9月ごろになるとはっきりしてくると。答申が出たら今度は実務の方々がそれをうまくこなしたりしていただいて、ポスターを何枚つくるかみたいなのも含めてやっていただいて、やっぱり来年の春ごろまでには設計労務単価の額とそれを支えるいろんなシステムの改善の提案をお出しして、やられる方々が予算を組んでやっていただくわけだから、そういう意味では、来年の春ごろまでに答申を出さないと29年度に反映しないと。

そうすると、そのためにはこれを何回やるかもあるんだけれども、全体会も含めてそれに合わせたテンポであと5回ぐらいやらないと、5回じゃなくて4回になるかわからないけれども、そのぐらいやらないと来年の春ごろまでに答申を出せないかなと。答申が来年の秋になっちゃうと、もう30年度になっちゃうんですね。今のお話のとおり、1年おくれちゃうから。そういう意味では、来春結論、あとは行政の方と一緒に進めていくと。そういうふうになるんじゃないかと思うんです。

事務局 あと、もう1点よろしいですか。やはり今、オリンピック・パラリンピックの動向が非常に注目されています。それによって公共工事の発注なんかかなり状況が変わってくるんじゃないかということを見込んでいかなければいけないだろうと見ています。それがだんだんせっぱ詰れば詰まるほど、特に建設工事、新国立競技場をどうしようかというような、かなり国民的な課題も

出ている中で、そのお膝元である東京都内の公共工事がどうなるかという、そういうちょっと例年とは違う特殊状況も踏まえなければいけないだろうというふうに考えています。これは世田谷区1区だけでどうすることもできませんので、そういったものも踏まえながら議論していかなければいけないだろうと思っています。

区も公共工事、建設工事、特に大きなものを予定しておりまして、御存じだと思いますけれども、梅ヶ丘病院跡地の拠点整備、それから支所の建てかえもありますし、その間、ずっとやってきている学校の建てかえもありますので、そういう公共工事をどうやっていくかということも見据えながら、全体の中で調整していく話になるのではないかなと思っています。

部会長 横にそらすようですけども、世田谷区は、オリンピック関連でいいますと、駒沢競技場と馬事公苑はかかわるんですか。

事務局 駒沢のほうは都営なので、仮にあそこの体育館であり、陸上競技場とか、改修は東京都さんになるのかなとは思いますが、多分あそこが練習会場だとかになれば、道路だとかその辺の整備だとかが出てくると思うので、区がどの程度かかわっていくか。馬事公苑のほうは当然JRAの施設ですので、では、あそこも馬の競技になった場合、道路をどうするのかとか、あと建物自体がどうなるかというのは、区の環境審議会であったり都計審であったりとか、その辺ではかかわってくると思います。ただ、工事関係が直接うちに来るかどうかはまだ未定だと思いますね。

委員 予算の関係で一応確認なんですけれども、今現状の予定価格であっても、設計労務単価で積算をされているんですよね。100%で。

事務局 区のほうは東京都とこれのやつで設計労務単価を営繕課が立てていますので、例えば来年度工事が入る場合についてはこれをもとに、よっぽど東京都が改正したりとか、国が何か通知を出さない限りは、現状はこの設計単価で予算をとっていくという形になります。

委員 ですよ。例えばことしの2月のように労務単価が途中で変われば、それに伴って積算の金額も変えて計算をされているし、先ほど出ていた法定福利費の問題であったり経費も、本来は経費の中にちゃんと含まれて予定価格が組まれているというふうに考えてよろしいんですよ。

事務局 そういう形です。

委員 実際の予定価格が実際の積算と数字がどうなっているかまでは僕はわかりませんが、予算上、もし大幅にふえるとしても、もともと予定価格で予算は組まれているわけですよ。100%で落札されても、それは区の予算としてちゃんと次年度予算は組まれているわけですよ。要は、労働報酬下限額、設計労務単価が110%になったりすれば話は別ですけども、100%以下であ

れば労務費が大幅にそこでふえるということには本来ならないわけですよ。

事務局 工事関係については、東京都ですとか国の設計単価で行っていますので、ある程度そういう形では……。

委員 変わらないわけですよ。

事務局 いくと思いますけれども、委託系なんかではある程度見積もりが来ているので、例えば上げたとすると、当然所管課のほうに予算要求になりますけれども、工事関係と委託関係は違いますので、その辺では、工事関係については、先ほど申し上げましたように、設計単価を使っていますので、その中には当然そういう労務費の中に入っているよという形ですけれども、委託関係についてはまた若干違ってきますので、その部分については、多少なりとも上がる可能性は出てきます。

委員 ただ、工事についても落札率、要は落札金額、入札価格が変われば、結果として実行予算が変わることはあり得るとしてもということですよ。

あと、公契約を周知する上でのいろんな予算組みも、今回でいくと執行に伴う予算組みは全くされていないので、それに伴う費用も当然 ただ、それは29年度まで待たなくても、要は、今年度中に報酬下限額ないし条例の一定方向性を決めるというのであれば、当然28年度予算に一定程度のそういう予算は今後検討されて、9月までに財務部ないし経理課で一定御検討いただいていたほうがよろしいんじゃないですかね。それが決まるまで何も予算組みをしないということではなくて、そういうものの必要事項については……。

事務局 1点よろしいでしょうか。来年度予算につきましては、今、私どものほうも公契約条例を4月からやっていますけれども、それに伴う事務量であったり、あるいは委員会の開催日数であったり、あるいは今、（委員名）が言ったように、途中でそういった労働報酬単価が決まれば周知しなきゃいけないと。それについては、当然9月予算までにはある程度の数字を私どものほうで算出して予算要求すると。ただ、あくまでも予算要求なので、来年度の区全体の予算を見た中で削られる可能性も出てきますし、逆にふやしていただければという状況にもなりかねない。ですから、別に私どものほうで下限額が決まるまで来年度予算に何も反映しないということではなくて、ある程度委員会の回数によっても予算要求が違いますので、あとはそういった周知の仕方ですとか、この中の御議論の中である程度決まっていくと思っておりますので、その辺については、別に来年度以降の予算に全然考えていないということではないです。

部会長 これとこれをやりますということにはまだなっていないようです。ぜひ来年度予算の中に（委員名）が提起されているような公契約にかかわる周

知の方法なり実施にかかわる体制づくり、それに伴う各種の委員会あるいは資料等の作成については、ぜひこの委員会としての要望をあわせて御理解いただきたいと思います。きょうは具体的にこれとこれとかというのは申し上げませんが、公契約条例の履行を確実なものにしていく体制づくりをぜひとっていただけるように希望いたします。

それから、ほかに何か、もう大分時間も押しておりますけれども、この点を審議したいという課題はございますか。きょうは具体的な話は何もしていません。特になければ、かねて（委員名）もおっしゃっておられましたけれども、次回の労働報酬専門部会の開催について、ある程度予定をつくってすり合わせたいと思うんですけれども、よろしいでしょうか。

〔日程調整〕

部会長 では、次回、9月8日13時から2時間、会場は後で事務局のほうで確保していただくようお願いいたします。

特にきょうはこれという決定はないんですけれども、先ほど言った要望事項と、ほかに、何かこれは次回までに準備してほしいというような御希望はございますか。

委員 次回に、私ども建設協会が行政に対して入札制度改革ということをお願いしていることがありまして、今月末も自民党のヒアリングもありましたり、いろいろあるので、その辺の生身のところをちょっとお話ししたいなと思うんですが、よろしいでしょうか。

委員 できればペーパーか何かをいただけるといいですね。

委員 はい。

部会長 ひとつそれをぜひよろしくお願いします。

委員 わかりました。

部会長 あと組合のほうもこういう要望があるとか何かございますか。

委員 次回の議論が本当に細かい話まで行くのかどうなのかという部分にはなるんだと思うんですけれども、それぞれ工事関係も委託も下限額の議論をするに当たって障害がいっぱいあるので、そちらがクリアできないと全体で受け入れてもらえるかどうかというのはなかなかわからないけれども、その部分が担保できればこういう下限額は最低限欲しいというか、確保してもらった計算をしてもらって運用してもらいたいんだという思いはありますので、そういったものをある程度まとめてくるというのは可能ではあります。

部会長 それでは、ぜひそれをお願いしまして……。

委員 やっぱり設計労務単価のほうはある程度基準があつての何%だから、むしろ委託の基準がなかなか難しいものだから、こういう基準を設けてこうだとか、何か要求の裏づけになるような御説明を、できれば資料をいただいてや

ってもら。それをぜひお願いしたい。

部会長 そうしますと、両方ともそれぞれスタンスが明確になってくると思いますので。

委員 わかりました。

部会長 それでは、ほかになれば、きょうはこういうところで終わらせていただいてよろしいでしょうか。どうも長時間熱心な御議論をありがとうございました。次回よろしく申し上げます。